

下水道特集



# 区のお知らせ

足立区  
編集/土木部下水道課  
足立区千住一丁目4-18  
☎(882) 1111  
第二庁舎 ☎(889)6161

- (1面) わがまちを住みよ  
くかえる下水道
- (2面) 下水道のしくみ
- (3面) 明るい生活環境は  
下水道の整備から
- (4面) 下水道現況図

## わがまちを 住みよくかえる下水道



着々と進む中川処理場工事

### 大切な下水道

下水道は、都市施設のなかで、水道とともに大切な公共施設です。生活環境を改善し、河川の水質汚濁を防止するなど、生活の基盤となるものです。年々増える生活排水や雨水排除産物排水などの処理のため、私たちが生活するために最も必要とされる施設です。

とくに、四方を川に囲まれ、地盤の低い足立区にとって、大雨による被害を解消するためには、下水道を早期に普及して行かねばなりません。そこで、区は下水道事業を最重点施策に取り上げて促進に努めています。今後も区民の皆さんのご協力を得ながら下水道整備を進めていきます。

### 区内の下水道の現況

足立区の公共下水道は、荒川を境にして、南は千住地区が砂町処理場で、小台・宮城・新田地区が小台処理場で処理されています。また、堤北は小菅処理場と中川処理場を受け持つことになっています。このうち堤南は、小台地区の一部を除き、ほぼ完全に下水道が普及し、堤北の小菅処理場区域も八五〇近く普及しています。

しかし、堤北の約九〇%の地域を受け持つ中川処理区域が、現在工事中です。このため、区内の下水道普及率は、昨年三月末で、二七%と東京都区部平均七六%の普及率と比較すると大変遅れている状態です。

### 普及率が伸びないのは

区内の下水道普及が、なぜ遅れているかという理由は、堤南を除き、堤北については、区内の大半を占める緑地地域の解除の遅れと昭和四十九年度に中川処理区域の分立式下水道計画ができなかったからです。その時には、既に東京都区部の平均普及率が六〇%に達していたこと

### 下水道が普及されると こんなよい点があります

下水道が完備すると、いろいろな利点がありますが、それらを紹介します。

- ◎雨水による浸水の被害がなくなります。
- ◎川や海の水がきれいになります。
- ◎川や海の水がきれいになります。いままでは、下水道が普及していない地域では、台所や風呂場の水、浄化槽の水や工場の水などは、直接川に流されていたため、水質汚濁の原因となっていました。下水道が普及されると、処理場へ処理して流します。川や海の下にこれを防ぎます。
- ◎まちがきれいになります。いままで道路端にあったU字溝や水路がなくなります。道が広くなり、また、蚊やハエも発生しなくなり、汚でいなかから発生する悪臭もなくなり、きれいなまちになります。そのほか、処理場で処理してきれいな水は、工場などで再利用することできます。
- ◎「私道排水設備助成」や「水洗化資金の融資あっせん」等の事業も行っています。

一方、東京都は、今年度、区部下水道建設費の二割以上に当たる約三〇〇億円の足立区に投入して、中川処理場の建設や処理場につながる幹線等の大規模工事を鋭意進めています。さらに、今後益々増大する事業量に対処するために、東京都では、昨年七月、普及が遅れている足立区、葛飾区、江戸川区にそれぞれ一建設建設事務所をおき、執行体制を強化しました。

また、足立、葛飾、江戸川の三区では、下水道促進連盟を結成し、毎年、国や東京都をはじめとする各関係機関へ強力に働きかけを行っています。これからも区は、遅れている下水道整備を最重点施策に位置づけ、普及促進のために全力を傾けていきます。

また、下水道が普及されると、いろいろな利点がありますが、それらを紹介します。

- ◎雨水による浸水の被害がなくなります。
- ◎川や海の水がきれいになります。
- ◎川や海の水がきれいになります。いままでは、下水道が普及していない地域では、台所や風呂場の水、浄化槽の水や工場の水などは、直接川に流されていたため、水質汚濁の原因となっていました。下水道が普及されると、処理場へ処理して流します。川や海の下にこれを防ぎます。
- ◎まちがきれいになります。いままで道路端にあったU字溝や水路がなくなります。道が広くなり、また、蚊やハエも発生しなくなり、汚でいなかから発生する悪臭もなくなり、きれいなまちになります。そのほか、処理場で処理してきれいな水は、工場などで再利用することできます。
- ◎「私道排水設備助成」や「水洗化資金の融資あっせん」等の事業も行っています。

一方、東京都は、今年度、区部下水道建設費の二割以上に当たる約三〇〇億円の足立区に投入して、中川処理場の建設や処理場につながる幹線等の大規模工事を鋭意進めています。さらに、今後益々増大する事業量に対処するために、東京都では、昨年七月、普及が遅れている足立区、葛飾区、江戸川区にそれぞれ一建設建設事務所をおき、執行体制を強化しました。

また、足立、葛飾、江戸川の三区では、下水道促進連盟を結成し、毎年、国や東京都をはじめとする各関係機関へ強力に働きかけを行っています。これからも区は、遅れている下水道整備を最重点施策に位置づけ、普及促進のために全力を傾けていきます。

また、下水道が普及されると、いろいろな利点がありますが、それらを紹介します。

- ◎雨水による浸水の被害がなくなります。
- ◎川や海の水がきれいになります。
- ◎川や海の水がきれいになります。いままでは、下水道が普及していない地域では、台所や風呂場の水、浄化槽の水や工場の水などは、直接川に流されていたため、水質汚濁の原因となっていました。下水道が普及されると、処理場へ処理して流します。川や海の下にこれを防ぎます。
- ◎まちがきれいになります。いままで道路端にあったU字溝や水路がなくなります。道が広くなり、また、蚊やハエも発生しなくなり、汚でいなかから発生する悪臭もなくなり、きれいなまちになります。そのほか、処理場で処理してきれいな水は、工場などで再利用することできます。
- ◎「私道排水設備助成」や「水洗化資金の融資あっせん」等の事業も行っています。

一方、東京都は、今年度、区部下水道建設費の二割以上に当たる約三〇〇億円の足立区に投入して、中川処理場の建設や処理場につながる幹線等の大規模工事を鋭意進めています。さらに、今後益々増大する事業量に対処するために、東京都では、昨年七月、普及が遅れている足立区、葛飾区、江戸川区にそれぞれ一建設建設事務所をおき、執行体制を強化しました。

また、足立、葛飾、江戸川の三区では、下水道促進連盟を結成し、毎年、国や東京都をはじめとする各関係機関へ強力に働きかけを行っています。これからも区は、遅れている下水道整備を最重点施策に位置づけ、普及促進のために全力を傾けていきます。

また、下水道が普及されると、いろいろな利点がありますが、それらを紹介します。

- ◎雨水による浸水の被害がなくなります。
- ◎川や海の水がきれいになります。
- ◎川や海の水がきれいになります。いままでは、下水道が普及していない地域では、台所や風呂場の水、浄化槽の水や工場の水などは、直接川に流されていたため、水質汚濁の原因となっていました。下水道が普及されると、処理場へ処理して流します。川や海の下にこれを防ぎます。
- ◎まちがきれいになります。いままで道路端にあったU字溝や水路がなくなります。道が広くなり、また、蚊やハエも発生しなくなり、汚でいなかから発生する悪臭もなくなり、きれいなまちになります。そのほか、処理場で処理してきれいな水は、工場などで再利用することできます。
- ◎「私道排水設備助成」や「水洗化資金の融資あっせん」等の事業も行っています。

一方、東京都は、今年度、区部下水道建設費の二割以上に当たる約三〇〇億円の足立区に投入して、中川処理場の建設や処理場につながる幹線等の大規模工事を鋭意進めています。さらに、今後益々増大する事業量に対処するために、東京都では、昨年七月、普及が遅れている足立区、葛飾区、江戸川区にそれぞれ一建設建設事務所をおき、執行体制を強化しました。

また、足立、葛飾、江戸川の三区では、下水道促進連盟を結成し、毎年、国や東京都をはじめとする各関係機関へ強力に働きかけを行っています。これからも区は、遅れている下水道整備を最重点施策に位置づけ、普及促進のために全力を傾けていきます。

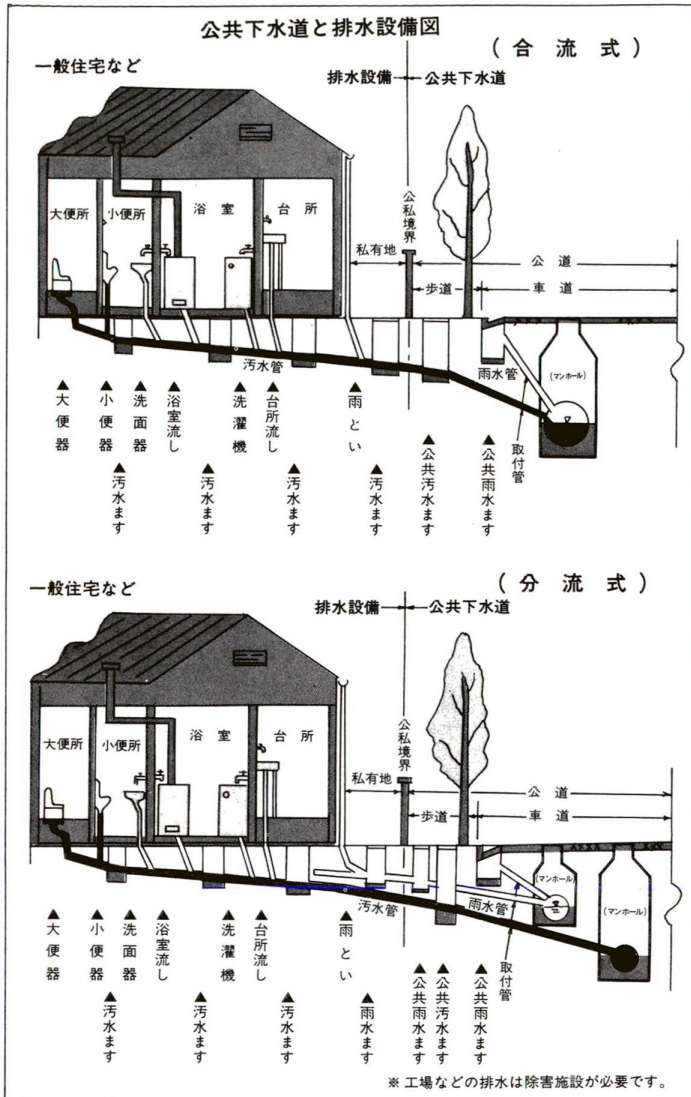
また、下水道が普及されると、いろいろな利点がありますが、それらを紹介します。

- ◎雨水による浸水の被害がなくなります。
- ◎川や海の水がきれいになります。
- ◎川や海の水がきれいになります。いままでは、下水道が普及していない地域では、台所や風呂場の水、浄化槽の水や工場の水などは、直接川に流されていたため、水質汚濁の原因となっていました。下水道が普及されると、処理場へ処理して流します。川や海の下にこれを防ぎます。
- ◎まちがきれいになります。いままで道路端にあったU字溝や水路がなくなります。道が広くなり、また、蚊やハエも発生しなくなり、汚でいなかから発生する悪臭もなくなり、きれいなまちになります。そのほか、処理場で処理してきれいな水は、工場などで再利用することできます。
- ◎「私道排水設備助成」や「水洗化資金の融資あっせん」等の事業も行っています。

一方、東京都は、今年度、区部下水道建設費の二割以上に当たる約三〇〇億円の足立区に投入して、中川処理場の建設や処理場につながる幹線等の大規模工事を鋭意進めています。さらに、今後益々増大する事業量に対処するために、東京都では、昨年七月、普及が遅れている足立区、葛飾区、江戸川区にそれぞれ一建設建設事務所をおき、執行体制を強化しました。



# みなさん ご存知ですか 下水道のしくみ



下水道は、私たちの生活に欠かすことのできない都市の基幹施設です。この下水道のしくみについて、簡単に説明しましょう。

皆さんの生活排水（台所、水洗トイレの汚水など）や工場排水、雨水の一部などは、都道や区道などの公道に敷設された公共下水道管を通じて、下水処理場に導かれ、処理場において汚水を浄化して、河川や海などに放流されています。この全体のシステムを下水道と称しているわけです。

このうち東京都が建設・維持管理する下水道施設を「公共下水道」といっています。また、これと並んで「排水設備」という言葉があります。これは、家庭や事業所などが下水道に流すために私有地や私有地に設ける排水設備で利用者が単独または、共同でつくるとともに維持管理も行なうものです。

●「処理区域」（水洗化が可能区域）  
公共下水道管の敷設工事が終わって下水道処理場までつながるとその地域の下水は、下水道管の中を流れて下水道処理場できれいにされます。この地域を「処理区域」といいます。ここで、はじめて皆さんが水洗化トイレルにするこが出来るようになるわけです。

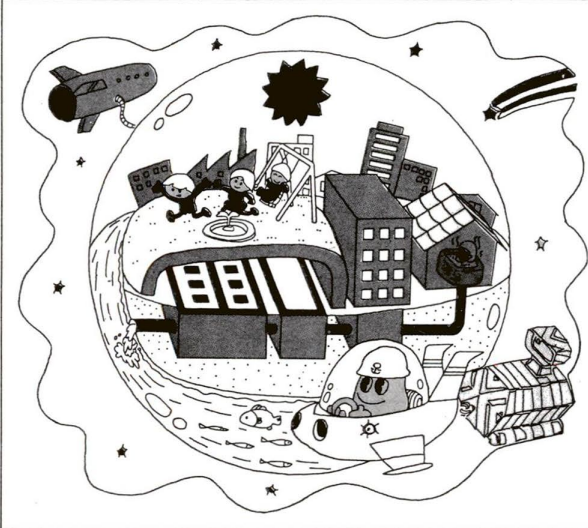
●「未処理区域」（水洗化は、もう少しお待ちください）  
公共下水道管の敷設工事が終わってた所でも（例えば、舎人区画整理区域）流末が下水道処理場へ導かれ処理す直接河川に放流される地域があります。これらの地域でもいずれば、処理場につながるわけですが、それまでの間は、この地域を「未処理区域」といい、この場合は、水洗化はまだできませんのでしばらく待たなければなりません。また、下水道管で生活排水、雨水を流す方法には、次のように二つの方法があります。

●合流式  
合流式というのは、一本の下水道管でそれぞれ生活排水等は、汚水管で受け、下水道処理場へ導かれ処理して河川へ放流します。道路上、公共施設及び宅地内の雨水については、雨水管で受け、雨水ポンプ所等により直接河川へ放流する方式です。足立区では、分流式の下水道管を設置する計画区域が七割近くの面積に予定されていますので、下水道の普及が遅れている原因の一つとなっています。

●分流式  
分流式というのは、二本の下水道管でそれぞれ生活排水等は、汚水管で受け、下水道処理場へ導かれ処理して河川へ放流します。道路上、公共施設及び宅地内の雨水については、雨水管で受け、雨水ポンプ所等により直接河川へ放流する方式です。

管で生活排水と雨水とも併せて受け、晴天時は下水道処理場に導かれ、雨天時は一部が汚水（初期雨水を含む）は、下水道処理場に流れますが、雨水でうすめられた水は、直接雨水ポンプ所等より河川へ放流する方式です。

## 明日の下水道 視て聴いて備えよう



「ご覧ください」  
足立区下水道展

日時 二月十一日～十三日、午前  
十時～午後五時

場所 西新井区民ホール（西新井西四丁目）

内容 ▼展示：パネル、模型、器具等 ▼映画：未完成環境楽、下水道ってなにに ▼相談：下水道なんでも相談

主催 足立区土木部  
後援 東京都下水道局、足立管工事業協同組合

※なお、ご来場の方に先着順に粗品をさしあげます。

問合せ先 下水道課 六八八九—六六一

## 下水道工事の実施にあたって 「お願い」と「ご協力」を

●建設公害防止に注意しています  
いま、下水道工事を施工している付近は、家屋等が密集している市街地のため、皆さんに大変ご迷惑をかけているのが実情ですが、しかし、下水道工事の果たす役割は、騒音、振動、家屋被害等を引き起さないよう施工技術等で十分に配慮して行います。

●交通事故防止に注意しています  
下水道工事には、所轄警察署・道路管理者等の指示に従って迂回路などの交通規制を行う場合があります。工事施工場所付近を通行される皆さんは、仮設信号機や、交通整理員の指示に従って安全な通行にご協力を

●お願いします。  
下水道管、ガス管等の支障移設工事にご協力を  
下水道工事を施工する際、すでに道路内に入っている他の埋設物のうち、支障となるガス管、水道管等について移設、切廻し工事等を実施します。このため一時断水、ガス供給の停止、停電及び電話回線の不通等のご迷惑をかけることとなりますが、よろしくお願ひします。

●道路区域界の標示のための立会いにご協力を  
下水道工事を施工する際には、道路と民地との境界が明確になっていなければなりません。従って、工事





# 明るい生活環境は 下水道の整備から



## 下水道ができたから 三年以内に水洗化を

都や区による公共下水道工事が終り、下水道が使用できるようになると、下水道処理区域（浄化槽なしで水洗式トイレが使用できる地域）として、都の公報に告示し、さらに下水道局からその地域のご家庭にチラシ等でお知らせします。

公共下水道は、公道にだけ入れることになっていきますので、各家庭などが下水を流すには、宅地や私道にそれぞれ排水設備をつくっていただく必要があります。これは、台所や水洗トイレなどの排水を下水道につなぐもので、この設備がきちんとしていないと、せっかく公共下水道ができていても役にたたないことになっていきます。

そのため公共下水道ができ処理区域になると、その土地や建物の持ち主の方などはすみやかに排水設備をつくり、告示の日から三年以内にすみ取り便所を水洗トイレに改造するよう法律で義務づけられています。私道や宅地内工事について、指定

## 工事にかかるには

業者の説明会や勧誘は、公共下水道工事の地元説明会が終わってから行うことになっていきます。その際は、必ず事前に見積書を取り、内容をよく確認したうえで契約書を取りかわしてください。

また、下水道工事は、正しく行わないと「下水がよく流れない、排水管、ますがこわれる、悪臭等が家の中に流れ込む」といったことがありま

そこで、これらの工事は、一定水準以上の技術者を置く東京都指定工事店で行う必要があります。

## 水洗化に伴うトラブルで困ったときは

下水道が入っても土地や建物の所有者との話し合いがつかず、水洗化できないことがあります。

このような紛争を解決するため東京都では、弁護士などによる専門の委員を設け紛争の和解の仲介に努めています。

お困りの方は、ぜひご利用ください。

## 下水管等が つまつた時には

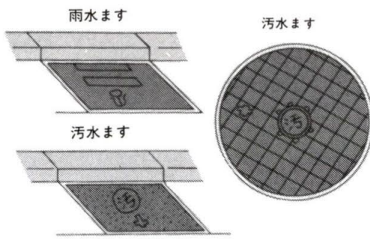
宅地内及び私道排水管のつまり、器具の故障などは、その工事をした工事店、または最寄りの都指定工事店へ。

公道内の下水管や汚水ますがつまつたときは、下水道局の各管理事務所へ。

三河島出張所 ☎八〇三・四二二  
王子出張所 ☎九二七・二七四八  
小菅出張所 ☎六〇二・五七五五

公道内の雨水ますがつまつたときは、区役所の各工務事務所へ。

東部工務事務所 ☎八八九・六一六  
西部工務事務所 ☎八五五・一一一六



## 水洗化工事費は どのくらいか

水洗トイレ  
一般家庭では、宅地の状況、建物の形態、水道の位置などにより差がありますが、くみ取り便器、便つぼの撤去費用を含めて約十六万から三十万円程度になります。

私道排水設備  
私道を利用してある家庭では、下水を公共下水道に流すため私道に排水設備が必要になります。この場合

は私道の規模、工事内容により異なりますが、排水管、マンホール、ます、取付管、L型側溝などの費用を合計すると、奥行一メートル当り約四万五千元～六万円程度になります。

## 私道を公道か 区有通路にします

私道には、公共下水道を敷設することはできません。そこで、区では次の私道を公道、または区有通路と認定し、公共下水道を敷設するための公道化促進事業を行っています。

区道  
私道の幅が、四メートル以上で公道と公道を結ぶ公共性のある道路で土地所有者から寄付していただけるものは、区役所の各工務事務所へ。

区有通路  
私道の幅員が一・八メートル以上四メートル未満で公道と公道とを結び、所有者から土地を寄付していただけるものは、土木部用地管理課用地処理係へ。

## 私道の舗装にも 助成制度があります

下水道工事後に簡易舗装を希望する方に工事費を助成する制度があります。助成額は、道路接続状況により区算定工事費の八〇パーセントから九五パーセントの助成になります。なお、舗装する前に水道、ガス等埋設物の工事は、完了させておくってください。舗装の助成申請は、下水道完了後なるべく早くしてください。

申込・問合せ先 土木部計画調整課 計画係

## 浄化槽付トイレも 改造工事を

三年以内の改造義務はありませんが、できるだけ早く浄化槽を廃止し、直接下水道へ流す工事をしてください。

## 助成融資制度があります

水洗化工事をするには、ある程度まとまった資金が必要となります。このため都と区では、工事費の助成および融資を次のように行っています。

一、水洗便所助成

水洗化工事をするには、ある程度まとまった資金が必要となります。このため都と区では、工事費の助成および融資を次のように行っています。

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合、一定の条件のもとに都から助成金が受けられます。

二、私道排水設備助成

私道に排水設備をつくる場合、一定

の条件のもとに区から助成金が受けられます。

三、融資あつせん利子補給

水洗化工事（水洗便所への改造、浄化槽の切り替え、排水設備の設置）にあたって、資金を一時的に支出するが困難な方に対して区では、一定の条件のもとに融資あつせんを行

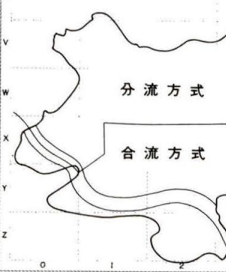
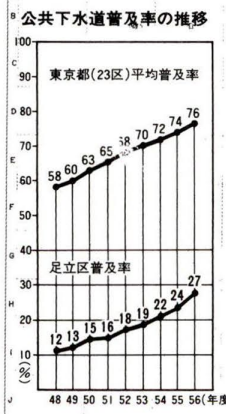
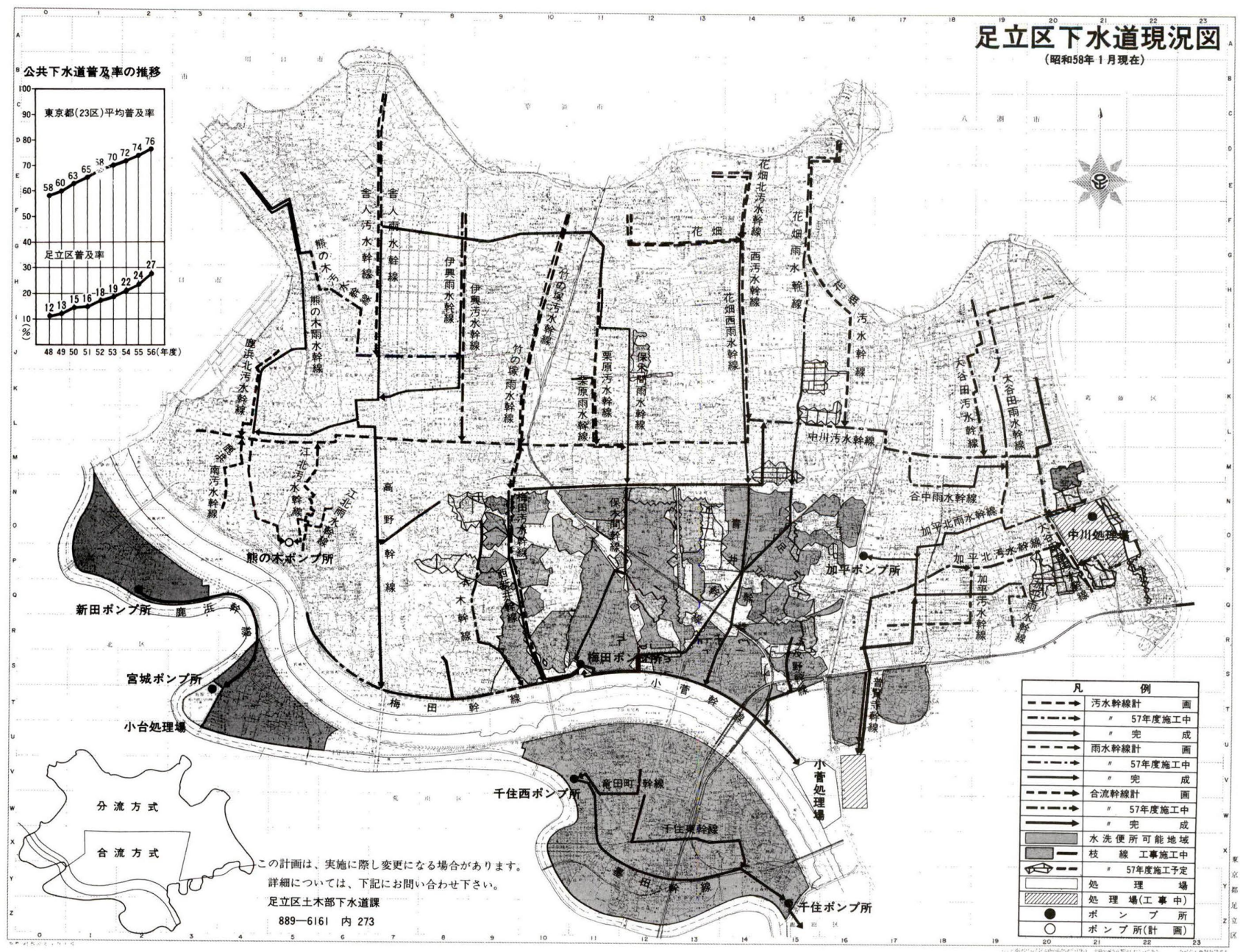
都の制度	条件	助成額	その他	
			助成	融資
水洗便所助成	一般助成	45,000円	1. 浄化槽の切り替えは助成の対象となりません。 2. 処理区域となった日から3年以内に申請してください。（特別助成には3年以内の期限はありません） 3. 申請は着工前にしてください。 4. 地主・家主との紛争その他の事情で3年以内に申請できないときは、必ず期限内にご相談ください。 ※申請手続は下水道局小菅支所普及係（☎602-8822）、または都指定工事店にご相談ください。	
	特別助成	181,600円以内 (工事の規模によって)		
区	私道排水設備助成	区算定工事費の75%以内	1. 処理区域となった日から3年以内に申請してください。 2. 着工前に申請してください。 ※申請手続ご相談は、第二庁舎下水道課普及係（☎889-6161）へ。	
	利子補給 水洗化設備資金融資あつせん	1. 5万円以上30万円以内 (ただし2家屋以上まとめて水洗便所に改造する方は60万円以内) 2. 元金均等最高36か月返還 3. 年利8.7% (内利用者負担5.5%) 4. 区指定金融機関があつせん	1. 申請書 2. 世帯全員の住民票の写し 3. 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書 4. 申請者の特別区民税納税証明書又は非課税証明書 5. 工事費の見積書と図面 (図面に東京都下水道局小菅支所の排水設備計画届出済の確認印が必要)	1. 水洗化工事で助成を受けている方は、この金額を減じた額が対象となります。 (助成金交付決定通知書を提示してください) 2. 着工前に申請してください。 3. 非課税世帯の方には8.7%の利子を負担します。 ※申込手続、ご相談は第二庁舎下水道課普及係（☎889-6161）へ。

※上の表は58年4月以降変ることがあります。



# 足立区下水道現況図

(昭和58年1月現在)



この計画は、実施に際し変更になる場合があります。  
 詳細については、下記にお問い合わせ下さい。  
 足立区土木部下水道課  
 889-6161 内 273